

意見聴取関係資料集

1 全国福祉保育労働組合京都地方本部

- | | | |
|-----------------------|-------|---|
| ① 保育の現場から見えてくるプール制の課題 | | 1 |
| ② 保育プール制への政策提言 | | 3 |

2 京都市保育園保護者会連合協議会

- | | | |
|----------------------|-------|----|
| ① プール制検討委員会へ向けての意見陳述 | | 9 |
| ② 京都市の保育施策の拡充を求める要望書 | | 11 |
| ③ 平成22年度京都市保育予算要望 | | 別冊 |

2009. 10. 17

全国福祉保育労働組合京都地本

副執行委員長 久保田徹

保育の現場から見えてくるプール制の課題

はじめに

自分自身のこと・・・組合の役員、保育士として

1. プール制委員会設置の背景と問題点

* 3つの背景

- 京都未来まちづくりプランとプール制への補助5億円カット
- 補助金問題と特別監査
- 3月議会の付帯決議

* 諮問内容と国の進める規制緩和路線

プール制及び補助金制度に対する市民理解と透明性の確保必要

「規制緩和」「保育の商品化」路線の見直し

諮問内容はプール制の変質を狙っているのか

2. 保育の現場の実態

- 特別保育事業の拡大と増え続ける非正規労働者
- 正規職員の労働密度の拡大

3. 保育を守るために必要な条件を考える

3K-①経験の蓄積 ②共同・チームワークのある職場 ③健康の維持

4. 諮問の内容について

- 自由裁量の拡大の危険性
- 本当の「保育ニーズ」とは？
- 東京で起こっていること

5. 公私格差是正制度としてのプール制の発展

児童福祉法第1条 第2項

「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

京都市社会福祉審議会答申（1992）

「公私の格差はできる限り解消する努力が必要である」

京都市議会12月議会決議（全会派一致）

「安心して安定的な京都の誇るべき保育制度を堅持すべき」とし、「本市特有の『プール制』を堅持し、京都の保育水準の維持拡充に努めること」

公民格差是正の意義と京都市の役割

6. 現場実態の改善とプール制委員会に望むこと

拙速な議論ではなく、時間をかけた分析と課題検討が必要なのではないか

保育プール制への政策提言

福祉保育労京都地本
プール制問題プロジェクトチーム

はじめに

京都市プール制検討委員会（以下「検討委員会」）への諮問理由やプール制見直しの論点を見る限り、現制度の理念や補助内容を大きく変更することが議論の前提にあるように思われます。現場にいる私たちは、こうしたすすめ方に強い違和感と危機感を抱いています。そもそも、委員会が立ち上げられた背景には、京都市保育課と京都市保育園連盟による不適切な経理処理、保育園連盟の前常務理事による不正流用等の問題により、京都市の特別監査が実施されたことがあると考えます。

そうした経過から、検討委員会がまずやるべきことは、特別監査の結論にあるように、プール制が「適切な制度となるよう、補助の目的、対象、金額等を検討のうえ、関連規程の整備を含め、事務の執行を改善」するための議論を行うことだと考えます。そして議論をすすめるにあたっては、「市の保育の実施において重要な役割を担う民間保育所の運営の充実を図っていく上で、欠くことのできない施策」との特別監査の評価や、プール制の基本理念の尊重と堅持・拡充を決議（2000年12月、2008年12月）してきた京都市議会の立場をしっかりと踏まえるべきであります。

12月中旬に開催される第7回検討委員会において最終答申が出される予定ですが、実質半年余りの議論ですので、結論を急がれるあまり、これから先の京都市の保育制度に禍根を残すようなことのないようにお願いするとともに、私たちの考えを答申に反映いただきたく提言させていただきます。

1、京都市長が諮問し、検討委員会で討議されている論点について

門川京都市長からの諮問書に示されている、プール制の在り方についての様々な意見や課題との指摘として①現在においても各園の相互扶助を前提とした制度といえるのか、②現行の配分基準は本当に公平なのか、③もっと各保育園の自由裁量が働く余地を多くできないか、④多機能な保育需要に各保育園の創意工夫で応えられるシステムとして構築できないか、の四点が挙げられていますが、果たしてこの4点がプール制の在り方を議論するための論点なのか私たちは大いに疑問があります。

まず、この4点は誰が指摘している意見や課題なのか、その説明と解明が必要と考えます。昨年末に「京都未来まちづくりプラン」（案）が発表され、プール制や京都市の保育の在り方について市民から様々な意見（パブリックコメント）として寄せられたと思いますが、そこでの意見が今回の諮問理由にどのように反映されているのかを明らかにすべきです。

第二回検討委員会（8/27開催）で出された参考資料には、他都市の例として東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金が説明されましたが、これは④の論点を「解決」し、

プール制の見直しにおいても一定の参考になると事務局から説明がありました。しかし、東京都の公私間格差是正事業から新たな補助制度導入によってどのような弊害が出てきたのかの全く検討しない事に意図的なものを感じます。もし仮に東京都が実施しているような補助制度に変更するならば、それはプール制とは全く次元の違う制度への変質と言えます。

私たちの調査によれば、新しい制度への変更に伴い、ほとんどの保育園が従来制度より運営費が減少となり、最高で 5 年で 2500 万円もの減収になった保育園もあります。また、ポイント加算で補助金が入ってきても、職員配置基準もないために正規配置が難しく、非正規での対応にならざるを得ません。東京都福祉保健局が実施した「社会福祉施設等調査報告」によれば、公私間格差是正制度の時（2003 年）には 31.3% だった非正規比率は、新制度導入によって 34.6%（2006 年度）まで増加しています。

③の自由裁量が働く余地に関しては、現行のプール制がそれを阻んでいるかのような印象がありますが、それも事実を正確に見ていません。プール制の配分基準で決められているのは正規職員の配置や給与の基準だけであり、それ以外の非常勤職員の費用に充当する部分（いわゆる右表）については、保育園の裁量権が認められています。また、延長保育や一時保育、障害児保育などはプール制による運用ではありません。それらの保育事業への充実のためにはそれぞれの補助金額の拡充をすれば事足りるわけであり、プール制に自由裁量を求めるやり方は本末転倒と言えます。そもそも、悪戯に自由裁量の枠を拡大することは、本来の保育所機能を損なう危険性があります。自由裁量の拡大といった場合、一般的には人件費の抑制が目的とされています。「保育や福祉は人」だと言われるように、運営経費のほとんどは人件費です。「保護者の多様なニーズに応える」というのは一見大事な施策ではあるのですが、ともすると、見栄えのいい設備や、細切れのメニュー事業の拡大、利便性のみを求める傾向が出てきます。そして、人件費を抑制するために正規職員を削り、非正規、アルバイトばかりの職員体制につながる危険性があります。

プール制の在り方についての様々な意見や課題があると認めるなら、1992 年 7 月に京都市社会福祉審議会が「今後における保育制度のあり方について」として答申したように、幅広い視点と時間をかけての討議が絶対に不可欠です。京都市の保育水準を考える際には、保育プール制だけでなく、京都市公営保育所との関係や無認可保育所のあり方含めて総合的に検討すべきです。

今回の検討委員会討議のスタートとして、プール制への京都市の補助が 40 億円であることが前提になっていますが、それは京都市の財政事情を出発点とした議論であり、主客転倒になっています。プール制への京都市の補助金額は 2008 年度までは 45 億円であり、京都未来まちづくりプランによる補助金削減された 40 億円をスタートにすべきではありません。そのことを前提にした上で、プール制の目指すべき目標である「公私格差是正」も含めてその在り方を時間をかけて様々な角度から討議していくべきと考えます。

2、プール制と京都市の保育水準

保育プール制の目的は①職員の給与の改善と身分の安定、②保育体制の充実と労働条件の緩和、③園運営の安定化と近代化にあります。（京都市保育園連盟発行「プール制運用の

手引き」参照)

また制度発足以来、プール制基準で保障されている配置基準や職員給与は「公私間格差の是正」が大きな目標になっていますし、京都市社会福祉審議会答申でも「公私の差はできる限り解消する努力が必要である」と指摘しています。そのことは、京都市の保育所に通う子どもたちが受ける保育の水準（職員配置基準や保育内容）に格差があつてならないとする精神に裏打ちされています。そして、その背景には憲法や児童福祉法で保障されている「すべての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする保育に対する公的責任の具体化にあります。

また、京都市議会においても何回も「プール制堅持・拡充」の意見書が全会派一致で採択されているように、京都市の保育水準を支える保育プール制をいっそう充実させることが求められています。

今般、検討委員会が設置され、「プール制の在り方」が議論されていますが、制度発足の尊い精神（互助の精神）を生かし、以下のように充実・発展させることが重要と考えます。

3、プール制改善に向けての政策提言

①プール制の目的の明確化

プール制の実施要綱の第1条（目的）に「職員配置基準及び職員給与については公営保育所における職員配置基準及び職員給与の水準を保障する」と明記する。

＊「京都の保育Ⅱ」（京都市保育園連盟40周年記念誌）の「プール制の歴史」にも明記されているようにプール制は1972年の発足時において「全民間保育園の横断的な給与体系の確立と、あわせて公私格差是正に向けての大きな第一歩を踏み出した」とあるように、その目的を要綱に明記することでプール制の性格が明確になり、制度の目指す方向も明白になる。

②配分システムの在り方

各保育園へのプール制からの支払い額は、プール制職員配置基準に伴う正規職員の給与支給額と保育所運営費及び民間給与改善費との差額を支払う現行の配分システムを基本的に踏襲する。

＊検討委員会で「現行の配分基準は本当に公平なのか」との指摘がなされているが、配分基準の差は、園の規模、職員数、職員の在職年数によって当然生じて来るものであり、そのこと自体が問題ではない。もし仮にすべての保育園に「公平」に配分することになれば、「プール制」という制度の目的を逸脱し、制度の崩壊につながるようになる。その結果、京都市224ヶ園の民間保育園がバラバラの職員配置と給与体系となる事態が予想される。

③職員配置基準の改善

○当面、京都市営並みの基準に改善する。

- 1) 保育士数の1割に該当するフリー経費定数を廃止し、常勤数として配置する。
- 2) 定員150名を超える完全給食実施園においては調理員加配基準数の対象とする。

- 3) 障害児加配について基本は 3:1 とし、重度の障害児は1:1の実質加配を行い、プール制基準に入れ込む。
- 4) 延長保育実施園は加配を行う。
- 5) 一時保育実施園には保育士を 1 名配置する。
- 6) 休暇加配を公営保育所並みに配置する。(職員数×0.082)
- 7) 調理師の配置については基本配置と特別配置基準に基づき配置する。
- 8) 基本児童数は、公営保育所での計算方法と同様に、年度当初の入所児童数に、過去 3 年間の 7 月末までの歳児毎の平均途中入所児童数(増加見込み児童数)を加えたものとする。

○保育水準を向上させるために以下のように基準を改善する。

- 1) 特例保育対策基準数を改善する。
- 2) 1歳児保育配置基準を4:1とする。

＊京都市の子どもが等しく保育サービスを楽しむためには、配置基準における公営保育所との格差を早急に改善することが前提である。また、保護者や市民の保育・子育て要求に応えるためにも更に基準を改善することが重要である。

④非正規職員の処遇改善

当面は2002年から導入されている職員定数内保育士のうち1割のフリー経費定数分を正規職員として配置できるように改善をすることで約 280 名の正規職員が増えることになる。また、正規職員と同様の働き方（労働時間と業務上の責任）をしている非正規職員については、プール制の右表の単価をアップして処遇の抜本的な改善ができる補助を行う。

＊プール制基準で保障されているのは正規職員だけであるが、実際の保育の現場においては組合の調査でも 4 割近くの非正規労働者が業務にあたっている。正規に比べて労働時間が少ない人や病休・産休代替の非正規労働者もいるが、中には正規と全く同じ業務と責任を持たされているのに、賃金の格差が歴然と残されている非正規労働者も存在する。当面は、正規職員と同様の働き方をしている非正規労働者については同一労働同一賃金の原則から処遇の抜本的な改善が必要である。

⑤職員の給与保障

プール制基準に基づく職員（保育士、調理師・栄養士など）は京都市公営保育所に働く職員と同水準（昇給・諸手当含め）とすること。

＊職員の給与に関しては、基本的には公営保育所の職員の給与や賞与に準じているとされるが、保育士において短大卒は 9 年目から（45 号以降）、明らかな格差が存在する。また、プール制では業務手当と主任手当しか定められていないが公営保育所職員の場合は扶養手当や住宅手当も支給される。これらは、プール制の目的である「公私格差是正」に反する。

⑥プール制の財源保障

プール制職員配置基準に伴う職員給与支給額と保育所運営費及び民間給与改善費との差

額については全額、京都市が保障する。また、年度末決算において、収入不足が生じた場合は速やかに補正予算で補てんする。

⑦ プール制運営細則について

年度途中における児童入所に伴う、配置基準の変更に伴っては年度途中においてもプール制への登録を認めること。また、現員保障の期間は2年とする。

⑧ プール制における「剰余金」の解消について

2008年度までの剰余金7億5564万円については、保育園連盟で検討し今後の制度充実に充当する。2009年度においても同様の措置を行う。また、新たなプール制基準が確立した際の剰余金については全額を京都市に返還する。

⑨ プール制基準の変更にあたって

保育園連盟と京都市だけで基準を決定するのではなく、プール制基準の変更にあたっては福祉保育労をはじめ、保育士会や保護者会などの意見を十分に踏まえて行う。

⑩ 執行システムのチェック

保育園連盟と京都市以外の第三者によるプール制の執行状況をチェックする機関の設置すること。

4、保育制度、プール制を守り発展させるために今こそ共同を

厚生労働省が画策する直接契約入所方式＝「新保育制度」が導入されることになれば、プール制が存在する前提条件が大きく揺らぎ、保育の現場には混乱と矛盾が噴出することになります。それは、保育における公的責任の大きな後退であり、子どもたちや保護者にとっても不幸な事態を招きます。

いまから38年前の1971年9月9日に国の単価制度の矛盾を克服するために、園長・職員・保護者が一堂に集まり、私たち労働組合も一緒になって決起集会と「風船・童謡デモ」を行い、市民に共感を広げて、今日のプール制の基礎が出来上がりました。

保育制度の危機やプール制の在り方が見直されようとしている中だからこそ、その輝かしい歴史の教訓を生かし、園長・職員・保護者が一体となり共同して「保育予対運動」の強化も含めて力を合わせるべきです。私たち福祉保育労も微力ながらその一翼を担う決意です。

プール制検討委員会へ向けての意見陳述

平成 21 年 10 月
京都市保育園保護者会連合協議会
樋口 勝弘

この度は、このプール制検討委員会において、意見を陳述する機会を与えてくださり、ありがとうございます。当委員会から意見陳述をする旨の連絡を受けてから、京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）加盟園の保護者で話し合った意見を以下に述べさせていただきます。

はじめに

私たち京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）では、保護者の日々の生活や保育情勢に対する保護者の立場からの生の要望としての要望書を、毎年京都市保育課に対し提出しています。このように昨年度につきましても、別紙資料（１）の通り、保育料、給食、病児・病後児保育、障害者保育、職員の配置基準、待機児童対策などに関する計 9 項目の要望を記した要望書を京都市保育課に提出しました。

まず私たちが感じた正直な感想としては、今回の委員会の発端である京都市長からの諮問書に述べられているような「意見」と我々の要望書の内容とが、あまりにかけ離れていた、ということです。

そして、今回の意見陳述において、我々がもっとも伝えたい実感として挙げる点としては、①保育園はいつも慌ただしく、狭く感じる。②ベテランの保育士の経験が保護者にもたらしてくれる目に見えない「安心感」。③地域の保育園は、働く保護者のニーズをどこまでフォローしてくれているのか、という 3 点です。この①について、当委員会では最初に職員の配置基準について示されました。でもその基準を満たしている保育園に子どもを預けている保護者の実感としては、日々の送り迎えの際などにおいて担任の保育士さんとのコミュニケーション不足を常々感じています。それに加え、常に保育園は常にせせこましく、保育士さんは常に忙しく慌ただしく本当に忙しいという印象を受けています。保護者は、まずこの点を少しでも改善して欲しいと考えています。

あとの 2 点につきましては、諮問書の指摘並びに挙げられた論点に関係して述べるができると思います。よってその順に沿って、保護者としての意見を述べさせていただきます。

（諮問書の指摘①）現在においても各園の相互扶助を前提とした制度と言えるのか。

→（論点 1）実際に相互扶助のために、ある保育園から持ち出しとなる金額が全体の 0. 1 %。相互扶助は継続する必要があるのか。→（論点 2）国から保育園へ支給されるお金は全てその保育園で使われるべきという考え方から、持ち出し額が 0 円となる仕組みを構築しておかなくてはいけない。

（保護者の視点）

相互扶助という点が諮問書に挙げられていたが、保護者は、そもそもプール制の目的は京都市の保育の公私間格差であると聞いています。なので、保育士さんの待遇等の公私間格差は本当に是正されているのかという問題の方が重要であると考えています。別紙資料（２）にも有るとおり、京都市は約 9 割が私立の保育園となっているので、保護者は公立の保育所を現実的に選択できない。つまり、プール制によって埋められていない格差はそのまま京都市の保育の質を表していると考えています。

普通保護者がフルタイムで少なくとも普通に 9 時 5 時で働いた場合を考えると、5 時までが通常保育という括り方は非現実的だと常々考えています。だから夕方 5 時から 6 時までを特例保育という言葉で括っている事自体が保護者にとって違和感があります。だからもし特例保育が行なわれていないような保育園があるとすれば、それは夫婦フルで働いている保護者すなわち保育に欠ける子どもを持つ保護者のニーズに応じている存在とは思えません（当委員会で上げられている相互扶助という点からお金が持ち出されている保育園というのは、このような特例保育を行なっていないような保育園があるということか）。

（諮問書の指摘②）現行の配分基準は本当に公平なのか。

→（論点）データによると、職員数一人あたり、保育園間で最大 3 8 0 万円の開きがある。これは制度として妥当な範囲か。また、公平な配分基準と言えるのか。

（保護者の視点）

若手からベテランまでバランス良く職員配置されている保育園と、若い職員ばかりの保育園とを単純比較すれば、職員一人当たり 3 8 0 万円の差がでるのは当然であり、プール制が機能しているのであればその差は「公平」と考えています。逆に 3 8 0 万の差が出た低い方の保育園みたいに、おそらく若い職員しか居ないような保育園があることの方が、別の問題を含んでいるのではないかと考えます。

保護者からみて、職務経験を豊富に積んでこられた保育士さんに対しては、その労力のみならず、「経験」に恩恵を受けている。いいかえれば、アテにしている。保護者の印象としては、このような、例えば

保護者を経験からサポートしてくれる保育士さんが居なくなる様は、想像しただけでもゾっとする。

(諮問書の指摘③) もっと各保育園の自由裁量が働く余地を多くできないのか。

→(論点) 各保育園の自由裁量余地を拡大し、園の経営感覚を向上させることにより、各保育園の地域や実情に応じたきめ細やかな多様な保育が促進される仕組みが必要なのではないか。

(保護者の視点)

この部分の後段部分「各保育園の地域や実情に応じたきめ細やかな多様な保育が促進される仕組みが必要」という点は理解できます。しかし、この点が前段部分の「自由裁量」及び「経営感覚」とは別の話のように感じました。

(諮問書の指摘④) 多機能な保育需要に各保育園の創意工夫で応じられるシステムとして構築できないか。

→(論点) いかに各保育園のインセンティブを引き出すプール制配分基準を構築するか、同時に、基本的サービスの提供がおろそかになっている場合には、配分基準が逆に厳しくなるような仕組みが必要なのではないか。

(保護者の視点)

子どもを生み育てていくということは現在も40年前も一緒と考えます。でも保護者の労働条件は明らかに悪化しています。働きに出ざるを得ない両親たる市民が増えていく現状では、プール制が支える特例保育、延長保育、さらには一時保育という事業は昔にも増して重要度を増していると考えます。

特例保育だけで無くって延長保育、または土曜日も保育してもらえるような保育園が現実的に地域には少なく、その様な保育園に待機児童が集中している傾向にあると思う。兄弟でも下の子が別の保育園に行かなくてはいけないという実態も普通に起きていいる。つまり、保育園が延長保育や、土曜日の保育といったニーズに応え切れていないという現状から鑑みると、「プール制」によるこれらへのサポートが的確になされてきたか、詳述すれば、プール制を利用することによって特例保育や延長保育を含め、地域の保護者のニーズに応えようとする事が、やればやるほど「割に合わない」ものとはなっていないか、これらの必要とされる保育が「割に合う」ようなシステムであれば、もっと地域のニーズに応じた保育園が増えるのではないかと考えます。

その他

→(論点) プール制によって、各保育園にどのような項目でどれくらいの資金が配分されているかなどについて、説明責任を果たすため積極的に開示する方策が必要なのではないか。

(保護者の視点)

保護者も「プール制」の仕組み・ルール自体が複雑難解なものである事は認識している。

保育の質が低下したり、上記したような地域や保護者のニーズに応えることの障壁となるような仕組み・ルールにならないのであれば、これらを明快なものとし、積極的に開示していくことには保護者はなんの異存もない。

(おわりに)

最後ですが、今回忘れて欲しくない点としては、プール制に支えて貰って子育てと仕事とを両立している我々保護者は、間違いなく京都市の財政を下支えしている納税者だという事です。これら納税者の仕事に影響を来たせば、京都市が不況から抜け出そうとしている他の試みまで足を引っ張ることにもなると考えています。

他方、少子化と云われる傾向の中、我々が実感として感じていることの一つとして、保育園を利用する世帯の出生率は、京都市が割り出している1.14という数字を大きく超えているのではないかと、いうことです。これは我々市保連も確証のあるデータを得るには至っていませんが、京都市が少子化を打開しようとする今後の政策に関する、大きなヒントになるものと思っています。

以上

2009年2月23日
京都市長 門川 大作様

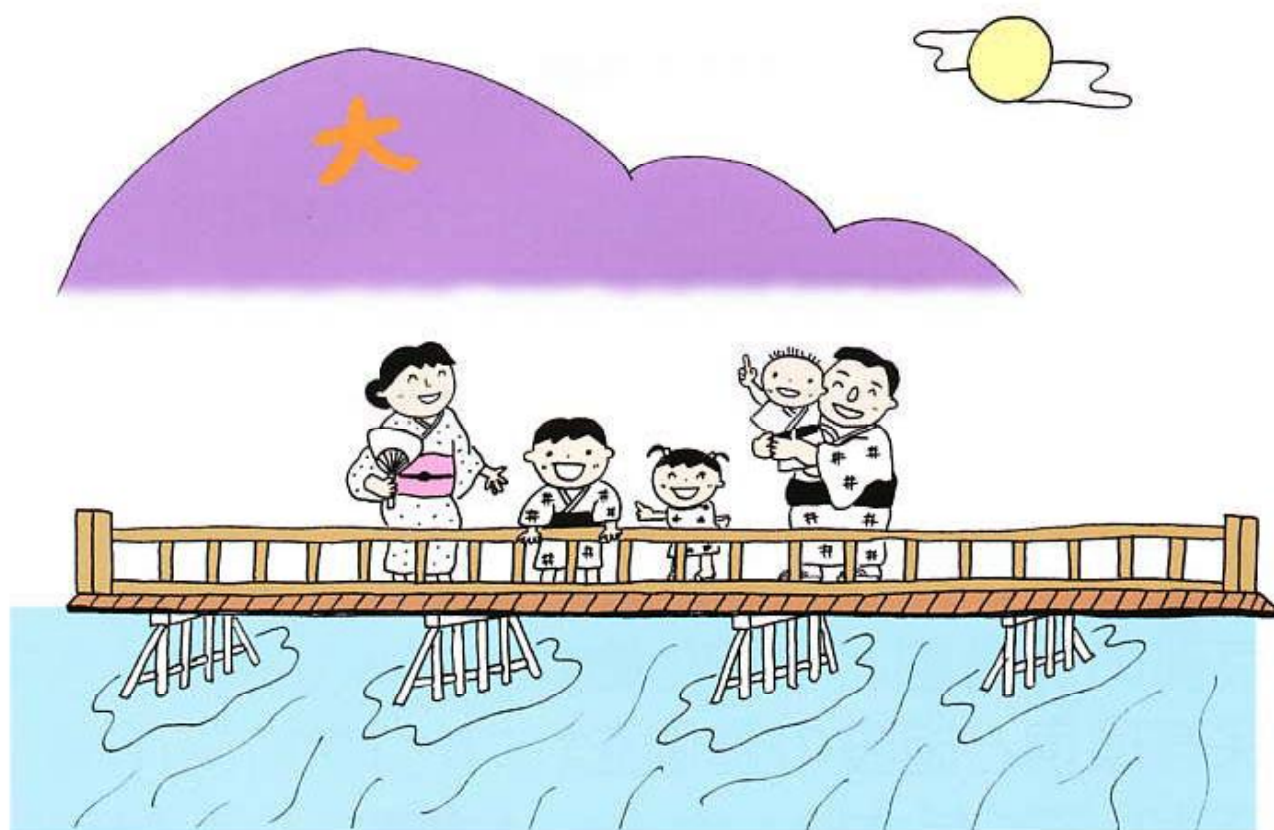
京都市保育園保護者会連合協議会
会長 山内 美香
連絡先 上京区竹屋町通千本東入主税町1100-1
京都福祉保育総合センター(FAX 822-6220)

京都市の保育施策の拡充を求める要望書

- 1、昨今の社会保険料の引き上げ、教育費の高騰、所得税の定率減税廃止などによって家計状況が厳しくなっているもと、京都市の責任で、保育料の引き下げと減免制度を拡充してください。
- 2、子どもが安心・安全に豊かな生活ができるように、職員配置基準を引き上げてください。保育所(園)における公私間格差を解消するため、また特例保育時間帯の子どもの増加に対応した体制を作るために「保育プール制」の堅持・拡充をはかってください。
- 3、延長・特例保育に対する補助金を、現状に見合ったものにしてください。
- 4、保育所(園)にすべての子どもが入れるよう、行政区にとらわれることなく、定員の弾力化でなく、地域に保育所(園)を増やしてください。
保育環境の悪化を避けるために、これ以上の弾力化は行わず、今までの弾力化分を戻していただきます。
- 5、就学前の療育を公的に完全に保障してください。また、自立支援法により増えた保護者の負担増を、公的に保障してください。
- 6、アナフィラキシーに限らず、アレルギーを持つ子の対応のために、更なる職員加配の推進をはじめ施策の拡充を図ってください。
- 7、認可保育所(園)と「認定子ども園」とで「保育に欠ける子ども」が受ける保育水準に格差が生まれないようにしてください。
- 8、京都市の責任で調理員などの増員配置をおこない完全給食が全園で実施できるように条件整備をしてください。
- 9、京都市との定例の懇談会を増やしてください。

平成22年度 京都市保育予算要望

古都「京都」にふさわしい未来のために



1. 安心して子どもを産み育てることができる京都の町にするため、保育園を充実してください
1. 明日の京都を支えるにふさわしい子どもたちを育てるため、保育の内容をより充実してください
1. 安全にして安心してすごせる京都の保育園とするため、保育環境と施設の整備を充実してください
1. 保育者が今まで以上に自信をもって、子どもたちの保育ができる京都の保育園にするため、職員処遇の安定を約束してください

発行 京都市保育予算対策委員会

社団法人京都市保育園連盟
京都市保育士会
京都市保育園保護者会連合協議会

安心して子どもを
産み育てることができる
京都の町にするため
保育園を充実してください



- 子育てに関する経済的負担の軽減

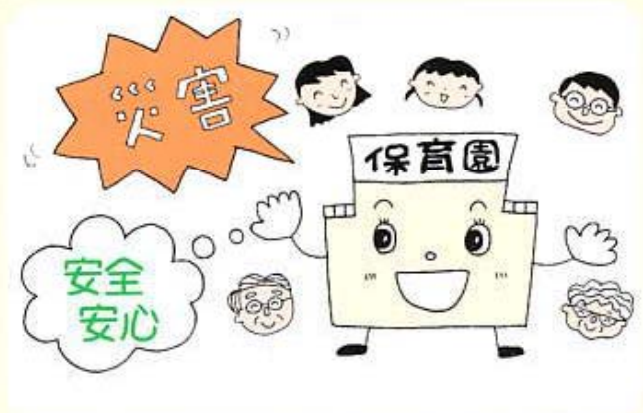
保育料の大幅な軽減

京都市の合計特殊出生率 1.14人（全国 1.34人）19年度

- 子育て支援の充実のために主任保育士の全園専任化

平成20年度保育園の子育て相談件数 7,322件

安全にして安心してすごせる
京都の保育園とするため
保育環境と施設の整備を
充実してください



- 耐震対策の充実

耐震検査・改修は緊急の課題

検査費用に加え、改修費用の予算措置を

- 施設整備交付金（第5期）の継続

施設整備は保育環境と園舎の維持管理に必要不可欠

明日の京都を支えるに ふさわしい子どもたちを育てるため 保育の内容を より充実してください



● 保育園給食体制の充実

給食主食費の補助・完全給食化への支援

● 職員の資質向上のための取り組みの充実

研修の充実と保育内容の向上

保育者が今まで以上に自信をもって 子どもたちの保育ができる 京都の保育園にするため 職員処遇の安定を約束してください

● 職員配置基準の完全実施

京都の保育はこの配置基準で守られてきました。しかし、恒常的な赤字を克服するため、13年度から、このうちの10%を非常勤化してきました。本来は、常勤職員で配置されるべきものです。

● 給食担当職員の大幅増員

離乳食の取り組み

アレルギー食・除去食の取り組み

食育の推進、食文化の伝達のため

	京都市の基準	国の基準
0歳児	3人に保育士1人	3人に1人
1歳児	5人に保育士1人	6人に1人
2歳児	6人に保育士1人	6人に1人
3歳児	15人に保育士1人	20人に1人
4歳児	20人に保育士1人	30人に1人
5歳児	25人に保育士1人	30人に1人

● 京都の民間保育園（認可保育園）

京都市内の保育園数	255カ園（9割は民間）
// 民間保育園数	225カ園
// 夜間保育園	内7カ園
民間保育園入園児数（定員内）	21,763人（H21.4）

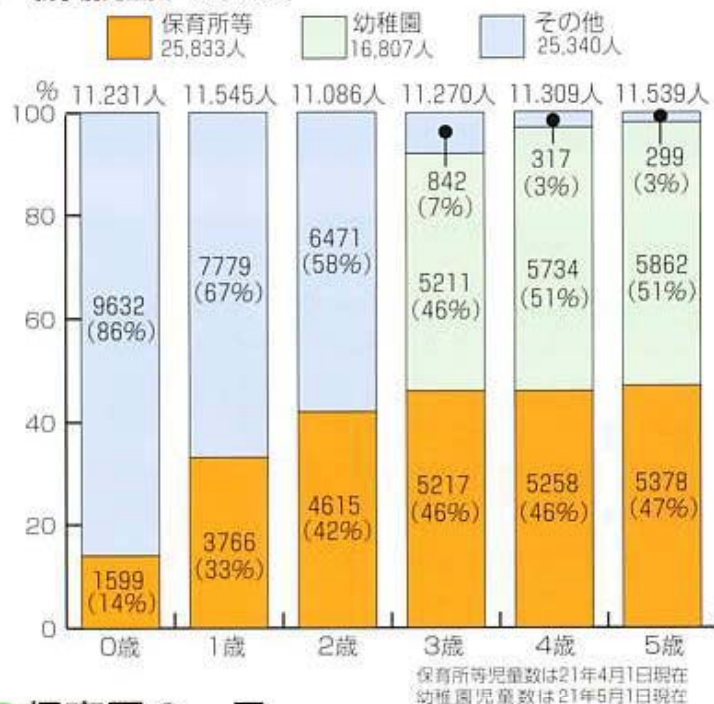
● 定員外入所児童数の推移

（H20.4）

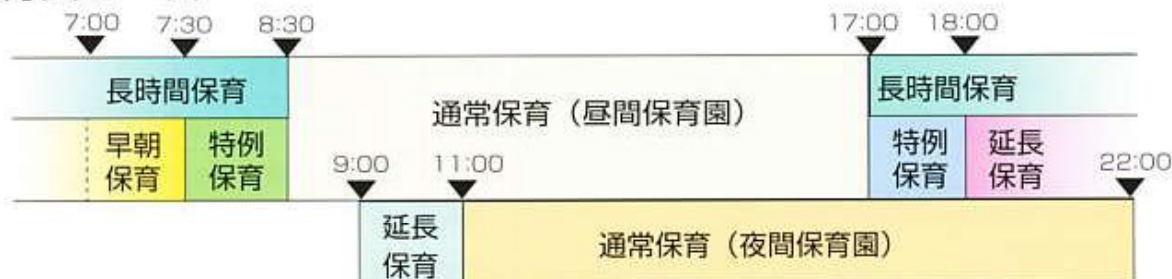
H20年4月入園児数（定員内）	定員外（途中入園等）人数	増
	20年4月	21年3月
0歳児 1,339	85 → 614	529
1歳児 3,101	263 → 539	276
2歳児 3,846	293 → 453	160
3歳児 4,294	520 → 656	136
4歳児 4,497	351 → 418	67
5歳児 4,576	349 → 413	64
計 21,653	1,861 → 3,093	1,232
計 23,514	→ 24,746	

● 就学前の児童の保育状況（京都市）

就学前児童数 67,980人



● 保育園の一日



（資料提供は京都市）

● 特別保育事業

（H21.7）

一時保育	33カ園
延長保育	162カ園
休日保育	3カ園
地域子育て支援ステーション	109カ園

● 一時保育の利用状況



● 延長保育の利用状況



● 民間保育園職員数

（H21.4）

フル制職員 + 欠員 = 配置基準人数
3,539人 210人 3,749人

■ご意見、ご希望がございましたら
右記の連絡先へお願いします。

社団法人京都市保育園連盟

〒604-0883京都市中京区堀之町通竹屋町下る楠町601-1

TEL 075-253-3186・FAX 075-253-3188

ex-rl: kyoto. hoiku @ bi. wkwak. com

京都市子育て支援総合センターこどもらい館3階

H21.9